| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） | |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第５　公益財団法人大阪観光局の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| １　元職員に対する損害賠償債権 | | | |
| 【意見21】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化  【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成18年９月１日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。 | 今後、期限の利益が喪失した場合において債務承認履行契約公正証書と異なる取扱いを実施するに当たっては、検討過程及び決定事項を記録する。 | |
| 【意見22】貸倒引当金額の適切な算定  【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成18年９月１日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権に係る貸倒引当金について，債権の回収可能性を検討して適切に算定すべきである。 | 元職員の資力調査を行い、債権回収の可能性を検討した。  その上で、令和２年度決算において、貸倒引当金の見直しを行った。  今後も、毎年、資力調査を行い、債権の回収可能性を検討し、貸倒引当金を適切に算定する。 | |
| ２　元職員に対する損害賠償債権 | | | |
| 【意見23】支払が滞っている債務者に対する速やかな対応  【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成20年８月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について支払が滞っているところ，債務者に対し，督促や財産調査等，債権回収に係る措置を速やかに講じるべきである。 | 元職員と面談を行って、督促を行った。  その上で、資力調査等の財産調査を行い、債権の回収可能性を検討した。その結果、返済が極めて困難であると判断されたため、支払の一時停止を承認し、期限の利益を再付与することとした。  今後も、毎年、督促や資力調査等の財産調査を行うことにより、債権回収に努める。 | |
| 【意見24】消滅時効期間についての慎重な取扱い  【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成20年８月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権をはじめ，その有する債権の消滅時効期間を，慎重に検討すべきである。 | 元職員から令和２年12月及び令和４年１月に債務承認を取得することによって、債権の消滅時効を中断した。  今後も、督促や資力調査等の財産調査を行い、債権回収に努めるとともに、消滅時効期間を見据え、慎重に対処する。 | |
| 【意見25】契約内容と異なる取扱いをする場合の検討過程及び決定事項の記録化  【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成20 年８月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，期限の利益が喪失した場合においても契約とは異なり一括弁済を求めないこととした検討過程及び決定事項を記録すべきである。 | 今後、期限の利益が喪失した場合において、債務承認履行契約公正証書と異なる取扱いを実施するに当たっては、検討過程及び決定事項を記録する。 | |
| 第６　公立大学法人大阪の私債権に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　獣医臨床センター診療報酬債権 | | |
| 【意見26】債権の状況に応じた適切かつ速やかな処理  【府民文化部】 | 大学法人は，獣医臨床センターの診療報酬債権について，債権の状況に鑑み，郵便督促以外の具体的請求措置や債権放棄を検討し，速やかに処理すべきである。 | 意見を踏まえ、公立大学法人大阪債権管理要綱を改正するとともに、獣医臨床センターにおいて、簡易裁判所への支払督促等の法的措置の提示、債権放棄方法についてのマニュアル（獣医臨床センター診療債権管理マニュアル）を整備し、周知を行った。  　獣医臨床センターの診療報酬債権については、上記の要綱等に基づき、民法上年限経過し、かつ  債権回収の見込みが立たないといった債権については、債権放棄手続を行う予定 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| 第７　福祉部の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| １　大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金 | | | |
| 【意見27】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金返還金について，回収が見込めないと判断したときは，適時に，当該返還金を整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | | 当該債権について、令和３年度に行った調査・確認の結果を踏まえ、回収が見込めないと判断した債権については整理債権に区分した上で不納欠損処理等の整理手続を進める。 |
| 【意見28】助成金支出の相手方の審査  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府福祉基金地域福祉振興助成金に関し，助成金を支出する相手方が交付要綱に定める団体の要件を満たし，制度を十分に理解しているか慎重に判断すべきである。また，法人格のない団体に対し助成金を支給する場合，どのような要件を備えた場合に助成金を支給するのかあらかじめ十分に検討すべきである。 | | 助成金の申請団体が、交付要綱に定める助成団体の要件を満たしているかを確認するため、従来より、申請時に団体の定款や予算書・決算書等の提出を求めているところであるが、より慎重に判断するため、審査の際、代表者へのヒアリングを行っているほか、インターネット等により団体の活動実績を確認している。今後は必要に応じて関係機関への情報収集や現地確認等を行うことについても検討を行う。  また、令和３年度より、団体自らが助成の要件を把握し、制度を理解することができるよう、助成金交付決定通知に助成の条件、助成金の交付決定の取り消し、返還等について記載するとともに、助成金交付請求書にも「助成金に差額が生じた場合は期日までに返還する」旨の一文を追加した。  法人格のない団体に助成金を支給する場合の支給要件については、引き続き検討していく。 |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| ２　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金 | | | |
| 【意見29】債権回収・整理計画における目標処理額の設定  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府介護福祉士等修学資金貸付金に関する債権回収・整理計画における回収目標処理額を定めるにあたっては，各債権の個別具体的な検討内容を踏まえて算出すべきである。 | | 令和３年度の回収目標額の設定に当たっては、過去の納入状況や納入見込みを踏まえ、目標額を債務者ごとに設定した。今後とも実態に即した目標額の設定を行う。 |
| ３　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 | | | |
| 【意見30】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | | 回収が見込めないと判断した債権については、債権回収・整理計画において、整理対象債権に区分し、不納欠損処理等の整理手続を進めている。今後とも適正な債権管理を行っていく。 |
| ４　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金償還金に係る違約金 | | | |
| 【意見31】違約金を請求しないとする貸付規則の当否  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則のように，少額の違約金を請求しないとする規定が現に存し，あるいはこれから定める場合，その規定を設けることの当否を検討すべきである。 | | 大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則は平成11年度末に廃止しており、福祉部においては今後も同様の規定を設定する場合については、大阪府債権回収・整理マニュアルに沿って検討を行っていく。 |
| ５　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 | | | |
| 【意見32】抵当権の設定を含めたさらなる回収努力  【福祉部】 | 大阪府は，補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について，抵当権設定を強く求めるなどの方策を含め，さらなる回収の方策を取るべきである。 | | 相手方法人が運営する特別養護老人ホームは、地域の重要な介護インフラであることも踏まえ、法人の経営状況を見極めつつ、回収に向け、今後とも協議していく。 |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| ６　大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 | | | |
| 【意見33】回収等業務委託の委託業務の在り方の検討  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，その未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，効率的・効果的かつ経済的な回収実施の観点からその業務内容の在り方をさらに検討すべきである。 | | 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る未収金回収等業務の民間事業者への委託について、その事業効果等を精査・検証した結果、専門知識を有する非常勤職員による所在調査や法的手続まで含めた効果的な未収金回収と委託事業者による回収の実施により、本資金の債権数自体が減少してきたこと、かつ、配置の進んだ債権回収担当非常勤職員による包括的な債権回収によって今後も一定の成果を維持できる見込みであることから、令和４年６月30日の契約満了を以って民間事業者による回収業務委託の契約更新を行わないこととした。 |
| 【意見34】回収等業務委託の委託業務の業者選定方法の検討  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について，その未収金回収等業務を民間事業者に委託するにあたっては，業者選定の方法として，一般競争入札の方法による以外に，公募型プロポーザル方式や総合評価型一般競争入札等の方式によることを検討すべきである。 | | 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の民間事業者による未収金回収等業務委託について見直し、現契約の満了を以って以降の契約更新を行わないこととした。 |
| ７　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 | | | |
| 【意見35】速やかな整理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金について，調査を簡略化することなどを含め，速やかに不納欠損処理等の整理を完了すべきである。 | | 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金及びその延滞利子については、令和２年度中に不納欠損処理等の整理を行い、債権整理を完了した。 |
| 【意見36】貸付金と延滞利息 | 大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金について，貸付金元本と延滞利子のそれぞれについ | | 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金及びその延滞利子については、令和２年度中に |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| を分けた評価性引当金報告書の作成  【福祉部】 | | て評価性引当金報告書を作成すべきである。 | 不納欠損処理等の整理を行い、債権整理を完了した。 |
| ８　大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子 | | | |
| 【意見37】速やかな整理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金延滞利子について，調査を簡略化することなどを含め，速やかに不納欠損処理等の整理を完了すべきである。 | | 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金及びその延滞利子については、令和２年度中に不納欠損処理等の整理を行い、債権整理を完了した。 |
| ９　健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分 | | | |
| 【意見38】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定  【福祉部】 | 大阪府は，健康保険料及び厚生年金保険料本人負担分に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，回収が見込めない債権であると判断されたときは適時に整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | | 当該債権については、令和３年度債権回収・整理計画において整理対象債権に区分した。今後不納欠損処理等の整理手続を進める。 |
| 10　重度障がい者特例支援給付金返還金 | | | |
| 【意見39】債権回収・整理計画における目標処理額の実態に則した設定  【福祉部】 | 大阪府は，重度障がい者特例支援給付金返還金に関する債権回収・整理計画の作成にあたって，具体的に回収を目指す債権を回収対象債権に区分した上，回収目標額を定めるとともに，回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し，不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | | 具体的に回収を目指す債権については回収対象債権に計上し目標額を定めるとともに、回収が見込めないと判断した債権については、整理対象債権に区分した上で、整理手続を行った。今後とも適正な債権管理を行っていく。 |
| 11　大阪府民生安定資金貸付金（身体障がい者生業資金貸付金） | | | |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| 【意見40】時効の管理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金などの債権について，安易に消滅時効を完成させないよう債権管理を徹底すべきである。 | | 福祉部における債権について、安易に消滅時効を完成させることのないよう適切に債権管理を行う旨、自己検査の際などに適宜注意喚起を行っていく。 |
| 【意見41】速やかな整理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府民生安定資金貸付金について，速やかに債権放棄及び不納欠損処理を完了すべきである。 | | 当該債権については、現在一部の主債務者の相続人の調査、確認を行っているところであり、速やかな債権整理に向け、引き続き手続を進めていく。 |
| 12　障がい者扶養共済制度掛金 | | | |
| 【意見42】掛金滞納者に対する適切な対応の実施  【福祉部】 | 大阪府は，障がい者扶養共済制度掛金を滞納した加入者に対しては，漫然と督促を繰り返すだけでなく，事案に応じて適時に，加入者の地位の喪失や法的手続きによる掛金の請求等の方策を実施すべきである。 | | 今後、個別の状況を踏まえつつ、滞納がある加入者の地位の喪失等について、引き続き検討を行う。 |
| 14　障がい者自立センター支援費自己負担金 | | | |
| 【意見43】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定  【福祉部】 | 大阪府は，障がい者自立センター支援費自己負担金について，利用契約等において，その負担金の支払いがない場合の遅延損害金の発生等に関する規定を整備するとともに，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。 | | 遅延損害金については、債権の性質、利用者の理解、他施設の取扱い、実務上の処理負担等、諸般の事情を総合的に考慮し、検討を行っていく。 |
| 【意見44】回収困難な債権の整理  【福祉部】 | 大阪府は，障がい者自立センター支援費自己負担金について，回収困難であると判断されるときは，債権回収・整理計画において回収対象債権に位置付けることなく，速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | | 令和３年度において、時効援用の申し出があった債権について不納欠損処理を行った。回収が見込めないと判断した債権については速やかに不納欠損手続を進めるなど、今後とも、適正な債権管理を行っていく。 |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| 15　障がい者自立センター光熱水費等自己負担金（雑入） | | | |
| 【意見45】遅延損害金に関する根拠規定の整備及び調定  【福祉部】 | 大阪府は，障がい者自立センター光熱水費等自己負担金について，利用契約等において，その負担金の支払いがない場合の遅延損害金の発生等に関する規定を整備するとともに，延滞が生じたときは，適時に遅延損害金を調定の上，遅延損害金を請求すべきである。 | | 遅延損害金については、債権の性質、利用者の理解、他施設の取扱い、実務上の処理負担等、諸般の事情を総合的に考慮し、検討を行っていく。 |
| 【意見46】債権回収の妥当性の検証  【福祉部】 | 大阪府は，障がい者自立センター光熱水費等自己負担金について，利用者が生活保護を受給しているときは，債権回収の原資が生活保護費ではないか確認し，そうである場合にはその回収が妥当であるか慎重に検証すべきである。 | | 本債権の回収に当たっては、生活保護費、就労収入額など利用者の経済状況を確認の上、申し出の返済月額についても減額提案するなど慎重に対応してきた。  今後発生する同様のケースについても利用者の意向を尊重しながら返済可能かも慎重に検討して債権回収に当たる。 |
| 第８　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| １　生活福祉資金貸付金 | | | |
| 【意見47】延滞利子の利率に関するホームページ情報の更新  【福祉部】 | 大阪府社会福祉協議会は，生活福祉資金貸付金に関し，ホームページに掲載された延滞利子の利率に関する記載（年５％）を速やかに民法改正に即した記載（年３％）に改定すべきである。 | | 遅滞していたホームページ情報の更新を行い最新の情報に改めた。  　今後、延滞利子の利率等の改定があった場合には、速やかに更新を実施する。 |
| ２　介護福祉士修学資金等貸付金 | | | |
| 【意見48】引当金の計上  【福祉部】 | 大阪府社会福祉協議会は，介護福祉士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。 | | 国の実施要綱や運営通知上、徴収不能引当金の算定方法が生活福祉資金のようには示されていないため、全国社会福祉協議会を通じて厚生労働 |
| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
|  | |  | 省に働きかけを行い、示された算定方法を基に基準づくりを検討する。 |
| ３　保育士修学資金貸付等事業 | | | |
| 【意見49】引当金の計上  【福祉部】 | 大阪府社会福祉協議会は，保育士修学資金等貸付金について，引当金を計上することを検討すべきである。 | | 国の実施要綱や運営通知上、徴収不能引当金の算定方法が生活福祉資金のようには示されていないため、全国社会福祉協議会を通じて厚生労働省に働きかけを行い、示された算定方法を基に基準づくりを検討する。 |
| ４　大阪府身体障害者更生資金特別貸付金 | | | |
| 【意見50】速やかな債権の整理  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府社会福祉協議会に対し，大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関し，法的手続きによる回収や債権放棄などにより速やかに整理を完了するよう指導監督すべきである。  大阪府社会福祉協議会は，大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関し，法的手続きによる回収や債権放棄などにより速やかに整理を完了すべきである。 | | 令和元年度以降、債権放棄の方針を前提に、大阪府社会福祉協議会との間で債権放棄の議案提出のための要件を協定書に定め、府が戸籍謄本等の公用請求を行うなど処理を進めてきた。  大阪府社会福祉協議会が債権処理を進める中で、債権放棄の議案提出のための要件の見直しが必要となったため、税政課のアドバイザリー弁護士へ要件の追加が問題ないか相談をした。要件の追加は問題ないとの回答を得たため、協定書を締結し直し、引き続き大阪府社会福祉協議会と協働して処理を進める。 |